

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2020年4月

社会福祉法人 桑の実園福祉会

次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する「次世代育成支援対策」を、政府、地方公共団体、各企業が一体となって取り組んでいくことにあたって、「次世代育成支援対策推進法」が2003年7月に公布・施行されました。この法律に基づき、各企業においては、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について、「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

また、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされました。

桑の実園福祉会では、「女性の職業生活の推進に関する法律」第8条に基づき、今年新たに、2020年4月から2025年3月を計画期間とする「第4次行動計画」を策定しました。

社会福祉法人桑の実園福祉会第4次一般事業主行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が安心して働きやすい環境を整備することにより、より質の高いサービスを提供し、また、その能力を十分に発揮できるよう、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日～2025年3月31日

2. 次世代育成支援対策の内容

○妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- | |
|--|
| ① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施 |
| ② 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し |
| ③ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修 |
| ④ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設置及び運営 |
| ⑤ 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施 |
| ⑥ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知 |

○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- | |
|-------------------------|
| ① 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 |
|-------------------------|

○その他、次世代育成支援対策に関する事項

- ① 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

3. 女性活躍推進法に関する取組の内容

○継続就業・職場風土に関する事項

目標① 多様な勤務時間を設け、職場と家庭の両立を支援する

【数値目標】

育児・子育て・介護等を行う職員に対して、短時間の勤務時間帯を設けるなど柔軟で多様な勤務形態による働き方を活用する。計画期間内に10名を目標に取り組む。

○多様なキャリアコースに関する事項

目標② 非正職員から正職員への転換制度の積極的運用

【数値目標】

正職員への登用を希望する者で、所属長からの推薦がある者について、所定の手続きを経て計画期間内に5名を目標に取り組む。